

富里市総合計画

参考資料

- ◆基本構想審議会諮問・答申
- ◆基本構想審議会委員名簿
- ◆基本構想審議会条例
- ◆富里市総合計画策定のための基本方針（抜粋）
- ◆富里市総合計画策定委員会設置要綱
- ◆富里市総合計画策定経過
- ◆富里市まちづくり市民会議提言書（抜粋）
- ◆用語解説



基本構想審議会諮問・答申

富企第90号
平成22年11月8日

富里市基本構想審議会
会長 杉山治男 様

富里市長 相川堅治

富里市基本構想(案)について(諮問)

富里市基本構想(案)について、富里市基本構想審議会条例(昭和57年条例第5号)第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成22年11月15日

富里市長 相川堅治 様

富里市基本構想審議会
会長 杉山治男

富里市基本構想(案)について(答申)

平成22年11月8日付け富企第90号で諮問のあった富里市基本構想(案)について、当審議会において、それぞれの立場や経験を基に慎重に審議した結果、その内容はおおむね適切なものと認めます。

なお、構想の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

1. 本構想が市民に広く理解され市民との共有化を図りながら、事業の実施にあたっては可能な限り市民の意見を取り入れ、市民等との協働によりまちづくりを進められたい。
また、パブリックコメント制度などにおいても、多くの意見が出されるような環境づくりに努められたい。
2. 本構想の期間が10年間と長期にわたるものであり、社会情勢の変化に的確に対応することが必要と考えられることから、事業の評価を行うことなどにより、状況の変化に柔軟な対応を図られたい。
3. 本構想の実現にあたっては、事業の重要性、必要性、緊急性等を熟慮したうえで優先順位を定め、施策を推進するよう努められたい。
4. まちづくりにあたっては、財源の確保は必要不可欠であり、市街地の有効活用や計画的な土地利用の促進などによる安定的な財源の確保に努められたい。
5. 少子・高齢社会が進むなか、子育て世代を中心とした、定住人口の増加に向けた土地利用の促進や施策の推進に努められたい。

基本構想審議会委員名簿

| | 氏名 | 区分 | 団体等 |
|-----|-------|-----------|---------------|
| 委員 | 秋本真利 | 市議会議員 | |
| 委員 | 櫻井優好 | 市議会議員 | |
| 委員 | 佐藤繁夫 | 市議会議員 | |
| 会長 | 杉山治男 | 市議会議員 | |
| 委員 | 青木三雄 | 学識経験を有する者 | 区長会会長 |
| 委員 | 荒木田直美 | 学識経験を有する者 | 教育委員会委員長 |
| 委員 | 遠藤勝巳 | 学識経験を有する者 | 消防委員会委員長 |
| 委員 | 岡野誠 | 学識経験を有する者 | 都市計画審議会会長 |
| 副会長 | 寒郡茂樹 | 学識経験を有する者 | 商工会会長 |
| 委員 | 中野善敦 | 学識経験を有する者 | 社会福祉協議会会長 |
| 委員 | 根本実 | 学識経験を有する者 | 農業協同組合組合長 |
| 委員 | 宮川朱実 | 学識経験を有する者 | 民生委員児童委員協議会会長 |
| 委員 | 礪部美智子 | 公募による市民 | |
| 委員 | 岸本康雄 | 公募による市民 | |
| 委員 | 高木菜穂子 | 公募による市民 | |

◆ 基本構想審議会条例

○富里市基本構想審議会条例

昭和57年3月25日条例第5号

富里市基本構想審議会条例

(設置)

第1条 富里市基本構想策定に伴う必要な審議をするために、富里市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、富里市基本構想に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(平成2年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(平成21年12月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

◆ 富里市総合計画策定のための基本方針（抜粋）

1. 策定の趣旨

今日の地方自治体は、地方分権の進展、少子高齢化による人口の減少、地球規模での環境問題、国や地方における財政の悪化など、めまぐるしい変化のときを迎えています。

この大きな変動期にあって、本市や市民生活を取り巻く環境もその影響を受けることとなり、なかでも本市の財政状況は、かつてない厳しい状況が続いています。

そのような中で、自治体運営においては、行政のスリム化、効率化や生産性の向上を目指し、市民サービスの提供やまちづくりの面において、市民と行政との協働が各自治体の大きなテーマとなっています。

そして、地方自治体の創意工夫による責任あるまちづくりを進め、自主・自立を基本とする新たな行財政運営への転換が必要です。

富里市は、将来都市像を「人と緑の共生する都市をめざして」と定めた現行の総合計画が平成22年度で終了することから、新たに平成23年度以降における新たなまちづくりの指針として、市民と市が新しい時代の目標を共有する総合計画を策定します。

2. 策定の視点

総合計画の策定にあたっては、次の視点に基づき作業を進めます。

(1) 現状を把握した計画づくり

○富里市を取り巻く動向整理

全国・千葉県における人口動態、産業動向の整理と富里市の位置づけ把握、近年の全国的課題と富里市の動向整理（社会経済情勢、国・県計画、先進地の動向整理）

○富里市の都市数量分析

人口・世帯推計、財政予測により計画策定の前提条件の整理。

(2) 市民の参加

市民と市が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提として、総合計画策定にあたっては、策定段階からの情報提供を行うとともに、市民参加手続きをできる限り取り入れることにより、市民と市の協働による計画作りを進めます。

また、計画実施においても、「公共」の領域における担い手として、行政のみならず、市民、市民活動団体、事業者の活躍を期待し、それぞれの主体にとって共通の活動指針となり得る「市民と共有し、共に取り組む計画」として策定します。

なお、策定の作業、内容についてはホームページ等で公開します。

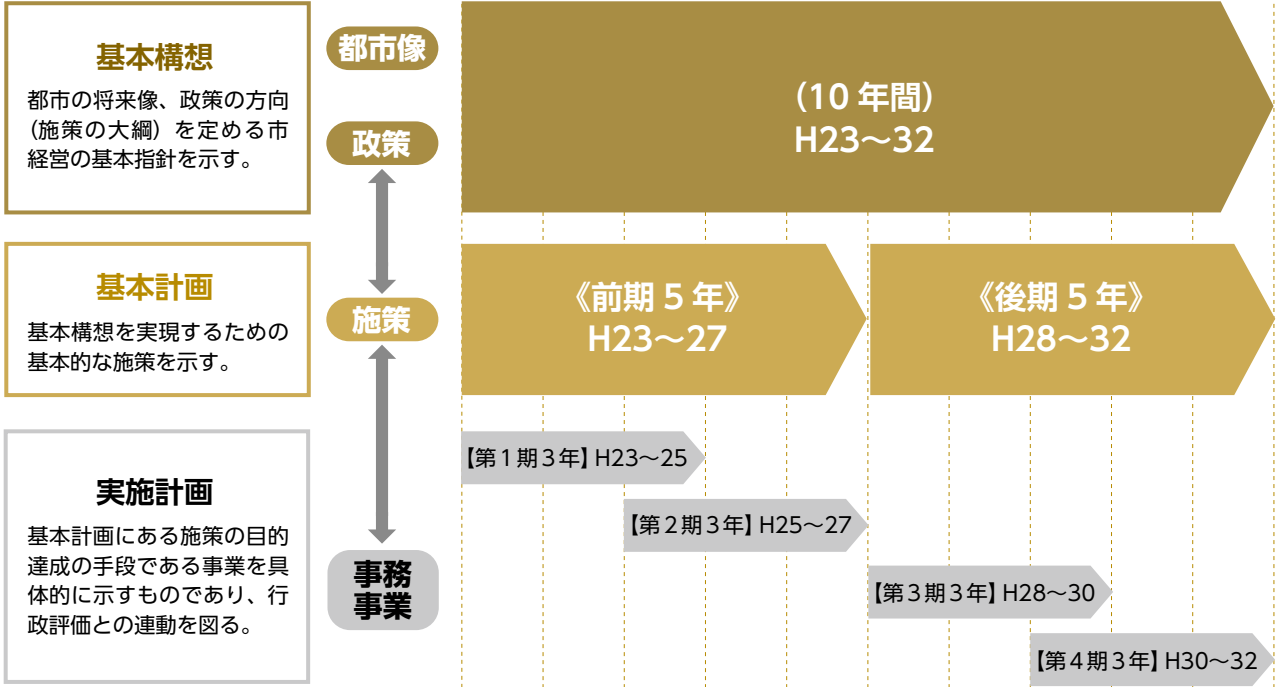
(3) 行政評価や予算と連動する計画

限られた経営資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、事業の効果等について評価し、選択と集中を図ることにより、効果的・効率的な事業を進めていくことが必要です。

このため、行政評価や予算との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

3. 総合計画の構成・期間

平成23年度からの次期総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成することとします。



4. 策定体制

総合計画の策定体制は次のとおりとする。(134ページ参照)

(1) 議会

議決機関として、基本構想の議決を行う。市は、議会からの意見・提案を受けるため、随時全員協議会等において情報提供を行う。

(2) 基本構想審議会

富里市基本構想審議会条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、基本構想に関する事項について審議する。

審議会は、市議会議員、学識経験を有する者、公募による市民により委員15名以内で組織する。また、基本構想と合わせ基本計画の情報提供を行う。

(3) 市民

総合計画策定段階においては、市民の意見等を広く取り入れるために次のような市民参加を取り入れるものとする。

① 市民意識調査

富里市のまちづくりにおける課題は何か、また現在はどのような状況かを把握するため、アンケートによる市民の意識調査を実施する。(平成20年11月実施:18歳以上の市民5,000人を対象)

② 富里市まちづくり市民会議

公募市民等で構成し、次期総合計画の基本構想及び基本計画に関する提言書の作成を目的とする。

③ パブリックコメント(意見公募)

基本構想及び基本計画の案を、市のホームページ等で公開し、市民から寄せられた意見に対して市の考え方、意見を公表するとともに、意見を総合計画の策定に活かします。

(4) 庁内体制

総合計画策定の庁内体制として、策定本部会、専門部会及び事務局からなる策定委員会を設置し、全庁的な策定体制を構築する。

① 策定本部会

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、消防長、各部の長及び総務、財政、企画の各課長で構成し、基本構想の案及び基本計画の決定を行う。

② 専門部会

総務部長を専門部長、企画課長を副専門部長とし、各課等の長で構成し、各施策の横断的な審議、策定本部会に提出する案の調整を行う。

③ 事務局

企画課長を事務局長、企画課企画調整室室長を副事務局長とし、総務課、企画課、社会福祉課、産業経済課、建設課、都市計画課、水道課、教育総務課及び消防本部総務課で構成し、総合計画策定にかかる全庁的な連絡調整にあたり、計画策定に関して調査、検討を行い、総合計画の立案を行う。

なお、事務局の庶務は総務部企画課が行う。

④ 全職員

総合計画は市の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、計画の策定には職員全てが自覚を持って事務局を支えます。

5. 策定スケジュール

(1) 計画別スケジュール

総合計画を構成する3つの計画は、次のスケジュールにより策定作業を進める。

①基本構想

平成21年度当初より策定作業に取り掛かり、基本構想審議会の答申を経て、平成22年度中に基本構想案を議会に議案提出をする。

②基本計画

基本構想案の策定と連携し、平成21年度より策定作業に取り掛かり、平成22年度中に策定する。

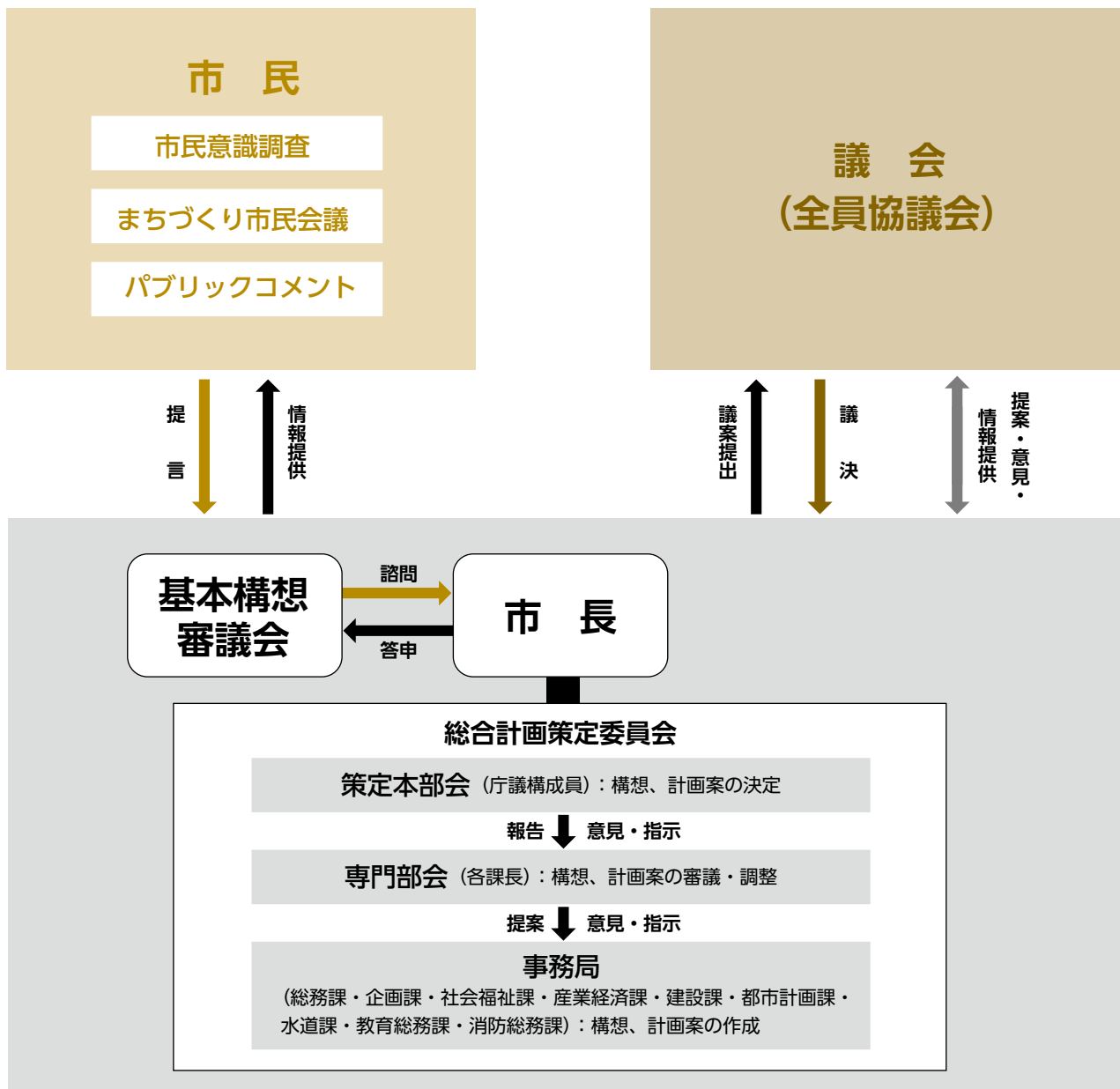
③実施計画

平成22年度より具体的な実施計画事業の取りまとめに取り掛かり、年度内に計画を確定する。

(2) 策定体制から見るスケジュール

策定体制の各セクションの策定スケジュールは次のとおりとする。

● 策定体制図



富里市総合計画策定委員会設置要綱

富里市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富里市総合計画策定要綱に基づき、富里市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、富里市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、策定本部会、専門部会及び事務局をもって組織する。

(策定本部会)

第3条 策定本部会は、専門部会の報告を受けて総合計画の調整を行い、その計画案を決定する。

- 2 策定本部会は、本部長、副本部長及び本部会員をもって組織する。
- 3 本部長には市長、副本部長には副市長をもって充てる。
- 4 本部会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、策定本部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 専門部会は、事務局の提案を受け、総合計画に関する調整を行い、その計画案を策定本部会に報告するものとする。

- 2 専門部会は、専門部長、副専門部長及び専門部会員をもって組織する。
- 3 専門部長、副専門部長及び専門部会員は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 専門部長は、専門部会の会務を総理する。
- 5 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 事務局は、総合計画の策定にかかる全体的な連絡調整に当たるとともに、計画案策定に関して調査、検討を行ない、総合計画の立案を行う。

- 2 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長、副事務局長及び事務局員は、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局の事務を総理する。
- 5 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

(資料の提出要求等)

第6条 委員会において必要と認めるときは、関係課等に資料の提出を求め、又は会議に出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月26日から施行し、総合計画に基づく基本構想及び第1次基本計画の策定が完了した日にその効力を失う。

附 則 (平成21年4月1日告示第62号)

この告示は、平成21年4月1日から施行し、総合計画に基づく基本構想及び第1次基本計画の策定が完了した日にその効力を失う。

別表第1：策定本部会

| 区 分 | 職 |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 本 部 長 | 市長 |
| 副 本 部 長 | 副市長 |
| 本 部 会 員 | 教育長・消防長・総務部長・健康福祉部長・経済環境部長・都市建設部長・教育次長・総務課長・財政課長・企画課長 |

別表第2：専門部会

| 区 分 | 職 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専 門 部 長 | 総務部長 |
| 副 専 門 部 長 | 企画課長 |
| 専 門 部 会 員 | 総務課長・財政課長・課税課長・納税課長・市民課長・社会福祉課長・子育て支援課長・国保年金課長・高齢者福祉課長・健康推進課長・産業経済課長・環境課長・建設課長・都市計画課長・区画整理課長・下水道課長・会計課長・水道課長・教育総務課長・学校教育課長・生涯学習課長・中央公民館長・図書館長・学校給食センター所長・消防本部総務課長・消防本部予防課長・消防署長・議会事務局長・監査委員事務局長・農業委員会事務局長 |

別表第3：事務局

| 区 分 | 職 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 長 | 企画課長 |
| 副 事 務 局 長 | 企画課企画調整室室長 |
| 事 務 局 員 | 以下の職務にある者のうち、各課等の長が指名する主査補以上の者をもって充てる 総務課人事給与班担当者・財政課財政班担当者・企画課企画調整室担当者・社会福祉課厚生班担当者・産業経済課農政畜産班担当者・建設課管理班担当者・都市計画課計画班担当者・水道課業務班担当者・教育総務課総務班担当者・消防本部総務課庶務班担当者 |

富里市総合計画策定経過

平成 20 年度

| 年月日 | 主な経過 | 主な内容 |
|-------------------|---------------------------|----------------------------------------|
| 平成 20 年 11 月 20 日 | 庁議 | 基本方針の決定 |
| 平成 20 年 11 月 17 日 | 市民意識調査 | 12月12日まで 対象者5,000人無作為抽出 回収率39.9% |
| 平成 20 年 11 月 28 日 | 市議会全員協議会 | 基本方針について |
| 平成 21 年 1 月 26 日 | 総合計画策定要綱 総合計画策定委員会設置要綱 | 制定 |

平成 21 年度

| 年月日 | 主な経過 | 主な内容 |
|-------------------|---------------------|-----------------------------|
| 平成 21 年 4 月 23 日 | 第 1 回策定本部会・専門部会合同会議 | 市民意識調査結果、策定スケジュール、まちづくり市民会議 |
| 平成 21 年 5 月 15 日 | まちづくり市民会議の公募委員の募集 | 10名程度募集 |
| 平成 21 年 5 月 21 日 | 第 1 回事務局会議 | 基本構想(案)策定の進め方、各課意向調査 |
| 平成 21 年 6 月 10 日 | 第 2 回策定本部会 | まちづくり市民会議公募委員の選考 |
| 平成 21 年 6 月 19 日 | 市議会全員協議会 | 市民意識調査結果、まちづくり市民会議 |
| 平成 21 年 6 月 23 日 | 第 1 回まちづくり市民会議 | 委嘱、会議の進め方とスケジュール |
| 平成 21 年 7 月 28 日 | 第 2 回まちづくり市民会議 | 班別役割分担の決定、班別ワークショップ |
| 平成 21 年 9 月 8 日 | 第 3 回まちづくり市民会議 | 班別ワークショップ |
| 平成 21 年 9 月 25 日 | 第 4 回まちづくり市民会議 | 班別作業整理、班別中間発表会 |
| 平成 21 年 9 月 30 日 | 市議会全員協議会 | 進捗状況報告 |
| 平成 21 年 10 月 19 日 | 第 2 回事務局会議 | 今後のまちづくりの課題整理 |
| 平成 21 年 10 月 27 日 | 第 5 回まちづくり市民会議 | 提言書作成 |
| 平成 21 年 11 月 24 日 | 第 6 回まちづくり市民会議 | 提言書発表及び提出 |
| 平成 21 年 12 月 15 日 | 市議会全員協議会 | まちづくり市民会議提言書 |
| 平成 22 年 1 月 15 日 | 基本構想審議会の公募委員の募集 | 3名募集 |
| 平成 22 年 1 月 19 日 | 第 3 回事務局会議 | 基本構想骨子(素案) |

| 年月日 | 主な経過 | 主な内容 |
|-------------|------------------|--------------------------------------|
| 平成22年 2月 2日 | 第2回専門部会 | 基本構想骨子(素案) |
| 平成22年 2月12日 | 第3回策定本部会 | 基本構想骨子(素案) |
| 平成22年 2月12日 | 基本構想審議会公募委員選考委員会 | 基本構想審議会公募委員の選考 |
| 平成22年 2月24日 | 第1回基本構想審議会 | 委嘱、市民意識調査報告書、まちづくり市民会議提言書、基本構想骨子(素案) |
| 平成22年 3月 2日 | 市議会全員協議会 | 基本構想骨子(素案) |

平成22年度

| 年月日 | 主な経過 | 主な内容 |
|-------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 平成22年 4月 1日 | パブリックコメント | 基本構想骨子(素案)について4月20日まで |
| 平成22年 4月21日 | 第4回事務局会議 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案) |
| 平成22年 5月18日 | 第3回専門部会 | 基本構想骨子(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(素案)、基本計画骨子(素案) |
| 平成22年 5月24日 | 第4回策定本部会 | 基本構想骨子(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(素案)、基本計画骨子(素案) |
| 平成22年 5月28日 | 第2回基本構想審議会 | 基本構想骨子(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(素案)、基本計画骨子(素案) |
| 平成22年 6月 1日 | 市議会全員協議会 | 基本構想骨子(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(素案)、基本計画骨子(素案) |
| 平成22年 6月16日 | 第5回事務局会議 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案)、基本計画(素案) |
| 平成22年 6月21日 | 第5回策定本部会・第4回専門部会合同会議 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案) |
| 平成22年 7月 1日 | パブリックコメント | 基本計画骨子(素案)について7月20日まで |
| 平成22年 8月 9日 | 第6回事務局会議 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案)パブリックコメント結果、基本計画(素案) |
| 平成22年 8月11日 | 第5回専門部会 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案)パブリックコメント結果、基本計画(素案) |
| 平成22年 8月19日 | 第6回策定本部会 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案)パブリックコメント結果、基本計画(素案) |
| 平成22年 8月25日 | 第3回基本構想審議会 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案)パブリックコメント結果、基本計画(素案) |
| 平成22年 8月27日 | 市議会全員協議会 | 基本構想(素案)、基本計画骨子(素案)パブリックコメント結果、基本計画(素案) |
| 平成22年 9月13日 | 第7回策定本部会・第6回専門部会合同会議 | 基本構想(素案)、基本計画(素案) |
| 平成22年 9月15日 | パブリックコメント | 基本構想(素案)、前期基本計画(素案)について10月14日まで |

| 年月日 | 主な経過 | 主な内容 |
|-------------|----------------------|------------------------------------------------------|
| 平成22年10月27日 | 第7回事務局会議 | 基本構想(素案)・前期基本計画(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(案)、前期基本計画(案) |
| 平成22年11月4日 | 第8回策定本部会・第7回専門部会合同会議 | 基本構想(素案)・前期基本計画(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(案)、前期基本計画(案) |
| 平成22年11月8日 | 第4回基本構想審議会 | 基本構想(素案)・前期基本計画(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(案)の諮問、前期基本計画(案) |
| 平成22年11月15日 | 第5回基本構想審議会 | 基本構想(案)の答申 |
| 平成22年11月16日 | 第9回策定本部会 | 審議会答申、基本構想(案)の決定、前期基本計画(案)の決定 |
| 平成22年11月26日 | 市議会 | 基本構想議案上程 |
| 平成22年11月26日 | 市議会全員協議会 | 基本構想(素案)・前期基本計画(素案)のパブリックコメント結果、基本構想(議案) |
| 平成22年12月9日 | 市議会総務常任委員会 | 基本構想議案審査 |
| 平成22年12月15日 | 基本構想議決 | |
| 平成22年12月15日 | 前期基本計画決定 | |
| 平成22年12月15日 | 市議会全員協議会 | 前期基本計画 |



富里市まちづくり市民会議提言書（抜粋）

提言にあたって

私たち19名は、富里市の新たな総合計画作成の一環として、富里の将来について市民の立場から意見交換や討議を行い、取りまとめた意見を市長に提言する「富里市まちづくり市民会議」に参加しました。

この市民会議は、平成21年6月の第1回会議から11月までの約半年間、当初は6回の会議予定でしたが、予定以外にも、リーダーと書記を中心とした会議を3回開催し、富里のまちづくりについて私たちの夢や願いを込め議論を重ねてきました。

そして、話し合いを進めるにあたっては、行政に期待することなどに加え、自分達のまちを市民自らの手で築いていこうという考えを持ち、積極的に参加、協力することが一番大切であり、これからの富里のまちづくりにおいて「市民としてできることは何か、一人ひとりが主役」ということについても検討しました。

この提言書には、市民の視点による自由な発想が詰まっています。「これからのとみさと について」を私たちの思いとして、これからのまちづくりの一助となることを期待します。

最後になりましたが、的確なアドバイスをいただきました千葉大学の関谷先生に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成21年11月

富里市まちづくり市民会議 委員一同

1. 検討経過

| 日 時 | テーマ・内容 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 平成21年6月23日(火) 19:00～21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ☆委嘱状の交付 ☆副市長(市長代理)あいさつ ☆アドバイザー(関谷 昇千葉大学准教授)の紹介 ☆事務局員の紹介 ☆富里市まちづくり市民会議の設置について ☆富里市まちづくり市民会議委員の紹介(自己紹介) ☆座長・副座長の選出 ☆市民会議の進め方 |
| 第2回 平成21年7月28日(火) 19:00～21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ☆あいさつとオリエンテーション ☆まちづくり班・くらしづくり班の編成 ☆各班のリーダーと書記の選出 ☆ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・富里市の「伸ばすべきところ」「変えたいところ」の意見交換 |
| 第3回 平成21年9月8日(火) 19:00～21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・富里市の「伸ばすべきところ」「変えたいところ」に加え「やるべきこと」の意見交換 |
| 第4回 平成21年9月25日(金) 19:00～21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討内容の取りまとめ ☆中間発表会 |
| 第5回 平成21年10月27日(火) 19:00～21:00 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・提言書の取りまとめに向けた作業 |
| 第6回 平成21年11月24日(火) 19:00～20:30 | <ul style="list-style-type: none"> ☆市長あいさつ ☆座長あいさつ ☆提言書報告会 ☆提言書提出 |

リーダー・書記 会議：第1回 平成21年10月15日(木)
 第2回 平成21年11月10日(火)
 第3回 平成21年11月19日(木)

2. 提言内容

まちづくり：農業＋商業＋工業＋観光

| | |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●すべての産業が結びつき新しい富里づくりを ●市民協働！ 日本一の農商工連携を目指すまち ●農・商・工 地域で回る小さな経済 ～野菜にのせて世界にメッセージを～ |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆富里市の『目玉』となるものを考える ◆市の財源はまちの活力➡人を呼ぶ特徴づくりを ◆成田空港を利用する外国人や旅行客などにも、まちの魅力を伝えたい (富里ファンをつくる) ◆農業を基幹産業とした、加工(工)流通(商)サイクルのある地域経済と、 地域雇用の創出を |

方策の案

◎富里IC付近に農業を活かした観光拠点をつくる

- 富里インター付近に、見本市のような小さなお店を出店。
野菜の取り放題、乗馬体験、カブトムシ採り、ぶどう狩りなど、体験できる場所を併設する。
- バザー・フリーマーケット・のど自慢・すいか割り・ミスすいか・もんぺ改造ファッション。
- 高速バスターミナルにショッピングセンターを併設する。
 - ◆そのために市民は、みんな何かを提供し、参加する。買う。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
 - ◆そのために行政は、場所を提供する。PRする。農業、商業等各関係者の橋渡しをする。

◎中央公園を、農業を活かした緑の広場に改造する

- ベジタブルカフェ(富里野菜の食べ放題)、音楽フェスティバル(富里高校 JAZZ等、市民や学生も参加)、ファーマーズマーケット(新鮮野菜で生産者と消費者をつなぐ日曜朝市)がある自然あふれる公園に。
 - ◆そのために市民は、参加する。ボランティアとして運営を手伝う。買う。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
 - ◆そのために行政は、場所を提供する。PRする。農業、商業、高校等各関係者の橋渡しをする。

●富里や農業を全国的に、空港利用者に、観光客にPRして来訪者を増やす

- 農業の情報雑誌・FM ラジオ連携でのイベント開催。
 - すいかロードレースにもっといろいろな人が来てもらえるようPRする。
 - 東京方面よりバスツアーを組む。
 - ◆そのために市民は、参加する。ボランティアとして運営を手伝う。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
 - ◆そのために行政は、場所を提供する。PR する。農業、商業、マスコミ等各関係者の橋渡しをする。
-

●スイカロードレースの活用

- スイカロードレースを活用し、来訪客が楽しみながら、スイカ以外の他の農産品や観光資源を知ってもらえるようなイベントを企画する。
-

●富里IC付近から各地区への人の流れをつくる

- 富里IC付近から、それぞれの地区集落へ人の流れを作る。
 - 道の駅
 - JA直売所を強化する JA 直売所でスイカの加工品を販売する。
 - ◆そのために市民は、買う。盛り上げる。声かけをする。
 - ◆そのために行政は、場所を提供する。PR する。農業、商業、交通機関等各関係者の橋渡しをする。
-

●『市』『事業者』『被雇用者』、が協同で新しい雇用体制をつくる

➡魅力的なひとづくり・まちづくりを活性化する

- 『市』が『事業者』と『被雇用者』の仲介をすることで、3者協同の地域雇用体制をつくる
 - ◆そのために市民は、参加する。ボランティアとして運営を手伝う。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
 - ◆そのために行政は、農業、商業、福祉等各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：農業・土地利用計画

| | |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●後継者育成大作戦！ 若い世代が活躍する農業日本一のまちへ ●大地の恵みを未来につなぐ農業家族・農業ウーマンのまち ●農業レボリューション！ 自給率130%のまちへ <small>(と・み・さと)</small> |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地の増加 <ul style="list-style-type: none"> ➡農地として継続させたい ◆農業の後継者不足、農家への嫁不足 <ul style="list-style-type: none"> ➡農業後継者の育成、若者の受け入れ体制づくり、女性も農業家族を支える地域づくりをしたい ◆堆肥・法的に認められた野焼きなど、農作業では異臭が発生することもあるため、住民全体で農業への理解を深めて欲しい |

方策の案

◎農・商・工・住居地域など、バランスのとれた土地利用計画をたてる

- 全体的な生産効率の上昇を目指し、農業の合理化、集約化を計る。
- 土地利用計画を見直す。
- まちづくりの基盤を、学校や公共施設から構成される学区の単位とし、『中核都市地区』の発展を目指す。
- 『中核都市地区』の不動産開発を促進する『インフラ整備重点地区』と、環境を保護する『自然保護区』『農業振興区』を設け、無制限なインフラ整備への投資に歯止めをかける。
 - ◆そのために市民は、積極的に協力する。
 - ◆そのために行政は、『農業委員会』の活性化に努めるとともに、高齢農家が手入れできない耕作放棄地の有効活用を検討する。
家庭菜園やお花畑として農地を借りたい一般市民や団体に向けて、貸出しを行う。また、希望者に農業指導も行う。
『市』『農家』『市民』が一体となることで、耕作放棄地の利用価値を高める。
『中核都市地区』の固定資産税の底上げ政策と、『自然保護区』の税の減免政策を実施し、インフラ整備や開発を調整する。

●後継者育成につながる『語る・伝える・育む』農業を实践する

- 農業研修生の受け入れを斡旋する。
 - 耕作放棄地などを利用して農業体験できる場所を提供する。
 - 食文化や農業への関心など、時代の声に応えるイベント（農業セミナー・農業体験宿泊）を開催する。
 - 農業従事希望者のため、住宅等の環境整備を行う。
 - VIVIなどのファッション雑誌に農業ボランティアを募集し、若い世代に体験をしてもらう。
 - ◆そのために市民は、近隣市町村の農業団体との交流を持つなど、市内にとられない交流の輪を大切にする。
 - ◆そのために行政は、リーダーシップをとり、市民と農家をつなげる活動を支援する。また、市民が参加できる農業を実現するため、市民に農園の作り方を教えてくれるボランティア希望者の募集をする。
- 市内の老人クラブに協力を要請し、農業経験者の方や興味のある方に農業指導を依頼する。
農業、老人クラブ等各関係者の橋渡しをする。
農家の悩みや困っていることについてアンケート調査を実施し、農業関係者だけではなく、市民全体にわかりやすく公開する。市民からも解決方法を募集する等、農業が直面している問題を市全体の問題として改善していく。

まちづくり：企業誘致

| | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●市民のための企業誘致 |
| 将来像の 考え方 | ◆企業の工業団地からの撤退問題 ➡撤退要因とその影響を明瞭化、今後の企業誘致に活かす ◆富里で収穫した青果物を使い、誘致する企業でジュースをつくる |

方策の案

●企業誘致の規範をつくる

- 空港関連産業だけでなく、幅広い産業の誘致に努める。
- 市の企業誘致政策の実態を市民に情報公開し、財政の透明化を。
- 固定資産税の減免。
 - ◆そのために市民は、自由な発想で意見し、積極的に議論に参加する。
 - ◆そのために行政は、市長が富里の特産物の『セールスマン』的存在となり、企業誘致のリーダーシップをとる。
市長専属の『企業誘致課』を設立する。
商工会も協力要請に応じる。
誘致した企業が短期間で撤退しないため、市独自の措置や対策をたてる。

●富里で生産された農作物が加工販売できる企業を誘致する

- キリンとサントリーなどを誘致。
- ニチレイやハウス食品など、冷凍食品産業を誘致。
 - ◆そのために市民は、自由な発想で意見し、積極的に議論に参加する。
 - ◆そのために行政は、都心に流通しやすくするため、交通網を整備する。

まちづくり：歴史・文化・市民活動

| | |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●固有の文化と歴史を大切にするまち ●身土不二～大地からもらった命・感性を未来につなぐまち～ ●なんでも創れる豊かな大地 ～きらっと光る農業アートのまち・とみさと～ |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆現在も出土している市の歴史的遺産を保管する場所が無い →歴史的遺産を保管し、楽しく学べる文化活動の拠点をつくる ◆ボランティア活動に対する見返りが無い →『だれかのために何かしたい』という気持ちを応援するしくみをつくる ◆定住意識の低下 →富里ならではの心豊かな暮らし方を叶えるまちづくりを |

方策の案

●富里文化の保存と創造活動を楽しむ、郷土ミュージアムのコーナーをつくる

(中央公民館や図書館の一部を利用)

- 郷土資料の蒐集保存を行う。
- 政治・経済・文化すべて保存し、将来郷土資料館をつくる。
 - ◆そのために市民は、みんな何かを提供し、参加する。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
自分の脚で一回りしてみる。小中学生が教育現場の協力のもと郷土の年中行事に参加する。
 - ◆そのために行政は、場所を提供する。PR する。教育等各関係者の橋渡しをする。
市の職員に一回りしてもらおう。『遺産マップ』を活用し、『歩いて回るツアー』を再開する。

●地域や家族の元気と、健康な体をつくる市民体育祭の復活を

- レクリエーションで楽しみながら、地域の一体感を共有する場である市民体育祭を復活させる。
 - ◆そのために市民は、参加する。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
 - ◆そのために行政は、市民が一斉に集える機会と場所を提供する。
個人競技のオープン形式だけではなく、学区単位での対戦競技形式を実施し参加意欲を盛り上げる。
地区の中で、参加申込方法が知らされず出場できない家族が存在するようなケースがあった。
→開催情報の偏りをなくし、参加の機会を平等化する。
市民体育祭を継続させるため、楽しめる競技種目になるよう工夫する。

●積極的な『ボランティアさん』を支えるしくみをつくる

➡『HAPPY』と『いいこと』がつながるまちに

●社会貢献や ボランティア活動に対する理解や意欲を高めるため、実施者にはポイントなどを還元する。(まちのお店で使えたり、ささいなプレゼントがもらえると嬉しい)

●地域の文化を形成している、未来につなぐべき市民活動を市がバックアップする。

◆そのために市民は、参加する。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。

◆そのために行政は、市の『セールスマン』的存在である市長が、ボランティア活動のリーダーシップをとる。

市のボランティア活動を市内外にPR する。商工会、商店会は協力要請に応じる。

『社会福祉協議会』が市民の窓口となる。

南部地区で利用されている『すいかカード』を、ボランティア活動のポイントカードとしても活用する。

まちづくり：道路・交通体系・公共交通・交通安全

| | |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●安心安全の道路整備と公共交通機関の充実したまち ●こころもつながる子どもからお年寄りまで安心して通えるまち |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆歩道が狭い。雨天時や小中高の登下校時など、歩行者や自転車の交通事故の危険大 <ul style="list-style-type: none"> ➡歩道の幅を拡充する ◆市の利便性の向上と発展を ◆バスなどの公共交通機関が不便 <ul style="list-style-type: none"> ➡気軽に利用できる『市民の足』に |

方策の案

●歩行者の歩きやすさに配慮し、歩道のガードレールや幅等を改良する

- ガードレールを外し、歩道の充実を。
- 幼児用三輪自転車、ベビーカーを押す母親や子ども、高齢者などが歩きやすい凹凸のない安全な幅の歩道を整備する。
- 狭い道路については、応急措置として、待避所を確保する。
 - ◆そのために市民は、沿道の草刈りと清掃等のボランティア活動に参加する。声かけをし、参加を促す。
 - ◆そのために行政は、歩道の改良を行う。
見通しと歩きやすさに配慮し、県道や市道等、沿道の草刈りと清掃を実施する。

●富里に主要道路と鉄道またはモノレールを通す

- 空港へのアクセス利便性を高めるとともに、酒々井インターから富里市への道路を整備する。
- 北総鉄道➡成田➡富里➡八街➡東金 鉄道網の整備
 - ◆そのために市民は、市に協力する。
 - ◆そのために行政は、鉄道、道路等各関係者の橋渡しをする。

●既存の公共交通であるバスの利便性を向上させる

- 路線バスなど、既存の公共交通機関の充実と発展を（本数や停留所を増やす、気軽に利用できる運賃に設定する、市内外への乗り継ぎを便利にする）
 - ◆そのために市民は、市に協力する。
 - ◆そのために行政は、バス等の公共交通機関各関係者の橋渡しをする。

●利用者の少ない地域でもバス等の公共交通手段を確保する

- 八街～実口 行き 路線バスの廃止により、地区住民の暮らしに支障が生じている。
 - ➡地域コミュニティバスの運行により、交通手段の地域格差をなくす。
 - ◆そのために市民は、盛り上げる。声かけをし、協力をする。利用する。
 - ◆そのために行政は、交通空白・不便地域の解消を図る手段として、また、高齢者等の交通弱者の移動手段として、
『さとバス』等の地域コミュニティバスを運行させる。
バス等の公共交通機関各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：環境・景観保全・公園・緑地

| | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | <ul style="list-style-type: none"> ●素朴な自然と農業文化～人にやさしい生活文化のあるまち～ ●地球にしあわせの種をまく～人にやさしい自然と調和したまち～ |
| 将来像の 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市民や市外の人が気軽に集まれる、自然の中で遊ぶ場所づくりを ◆市街地の開発や大型店舗の出店に伴い経済が発展したとしても、素朴な自然環境の良さや農業文化は保全したい ◆幹線道路の通過交通量が多い <ul style="list-style-type: none"> ➡地球と人にやさしいコミュニティ循環バスとメインストリートづくりを |

方策の案

●静かに過ごすもよし仲間と賑やかに過ごすもよし、子供から大人まで楽しめる公園緑地をつくる

- 中央公園の改造、整備。
 - ◆そのために市民は、ボランティア活動としてゴミを拾う。盛り上げる。声かけをし、協力する。利用する。
 - ◆そのために行政は、健康促進に役立つ大人用の運動器具を設置する。公園緑地等各関係者の橋渡しをする。

●過去から未来へのかげがえのないバトンである、農業用地の景観を保全する

- 十倉など、市南部に広がる大規模な農業用地の景観を保全する。
- 農業用地内に、住宅や店舗等が無秩序に広まる開発を防ぎ、まとまった規模の農業用地を確保したい。
 - ➡秩序ある不動産開発のための土地利用計画をつくる。
 - ◆そのために市民は、環境を汚さない。声かけをし、協力する。
 - ◆そのために行政は、農業用地を保全するための土地利用計画とルールをつくる。

●地球と人にやさしいコミュニティ循環バスと、健康的なメインストリートをつくる

- 目的地から目的地への循環バスを運行させる。
- 不便地域の解消や高齢者等の移動手段として、地域コミュニティバスを運行させる。
- バスの路線を鉄道の駅に接続させ、利便性を向上させる。
- 排気ガスやCO₂ 排出量の多い幹線道路に、歩行者等の健康を守る緑のけやき並木(メインストリート)を。
 - ◆そのために市民は、環境を汚さない。盛り上げる。声かけをし、協力する。利用する。
 - ◆そのために行政は、バス等の公共交通機関、道路等各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：市街地の整備

| | |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●日吉台地区の再生と環境の整備 ●イメージチェンジの日吉台 ●まち並みは住む人たちの心象風景～守ろう暮らしの共有財産～ |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆住民の高齢化が、市の財政にマイナス影響を与えている →明るい未来像を再構築し、ニュータウンと市に活気を ◆日吉台小学校付近の住環境の悪化、地区の資産価値の下落 →修景に努める ◆日吉台地区と市中心部への公共交通の連携強化 |

方策の案

◎次世代ニュータウンを再考・再生する

- 富里全体の活気につながる、素敵なモノ・コトでたくさんの市街地をつくる
- 市の税収の安定と増加を計るためにも、ニュータウン地区の再生と発展対策を。
- 市内外から訪れる医療機関や保育園の利用者に、憩いを与える福祉の市街地づくりを目指す。
- 医療機関に勤務する医師や看護師に地区の空住居を提供し、定住してもらう。
- 商工業発展のため、将来的に基幹道路沿線の市街化調整地域指定を外す。
 - ◆そのために市民は、盛り上げる。声かけをし、協力する。
 - ◆そのために行政は、場所を提供する。PR する。医療機関等各関係者の橋渡しをする。

◎市民と行政が力を合わせて住居地域の環境を守る・つくる

- 文教地区の環境整備
- 条例の整備
- 住居地区の風紀美化に力をいれる
 - ◆そのために市民は、地域の花壇の管理やゴミ拾いなど、環境美化のボランティア活動に参加する。
 - ◆そのために行政は、『環境美化推進協議会』が窓口となり、市民と協同で市街地の美化にあたる。

まちづくり：教育・児童・少子高齢化

| | |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●すべての市民が安心していきいきと暮らせるまち ●心と愛を育むまち～みんなが出会いのプロデューサーに～ |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆少子化(浩養小学校地区の少子化は著しく1年生の児童数は10名。年々減少傾向にある) 30～40代の子育て世代の人口減少(市は県平均の年齢構成比を下回る) ➡子どもを育てやすい環境のまちをつくる ◆高齢化 ➡趣味やボランティア活動を楽しむアクティブシニアが暮らすまちをつくる ◆児童、妊婦、高齢者、ハンディキャップのある人などすべての市民が安心して暮らせるノーマライゼーションのまちをつくる |

方策の案

◎富里で結婚したい人たちを応援する

●市主催の婚活合コン

- ◆そのために市民は、参加する。ボランティアとして運営を手伝う。盛り上げる。声かけをし参加を促す。
- ◆そのために行政は、場所を提供する。PRする。イベントをとりまとめ、各関係者の橋渡しをする。

◎お産と子育てを支援する

●市立保育園を増やす。

●児童手当を増やす。

●少子化傾向にある地区の市立幼稚園(浩養幼稚園)を廃園にするのではなく、存続させるよう努める。

- ◆そのために市民は、近所の子供の顔を覚え、日常的なコミュニケーションを大切にする。
- ◆そのために行政は、市立保育園、児童手当、市立幼稚園の存続に前向きに取り組む。

◎子どもから大人までがつながり合い成長していくコミュニティをつくる

●子どもの健やかな成長と、郷土への愛着が育まれることを願い、市内の小中学生に農業体験を実施する(食農教育)。

- ◆そのために市民は、近所の子供の顔を覚え、日常的なコミュニケーションを大切にする。
- ◆そのために行政は、実施されている学区の事例を参考に、食農教育を市全体で統一して実施する。教育機関等各関係者の橋渡しをする。

●妊婦、高齢者、ハンディキャップをかかえる人たちの自立した暮らしを応援する

- 路線バスなどに車いす用リフトを設置し、自立した生活体制を支援する。
- 幼児用三輪自転車、ベビーカーを押す母親や子ども、高齢者などが歩きやすい凹凸のない安全な幅の歩道を整備する。
 - ◆そのために市民は、譲り合い、困っている人がいる時には声をかける。介助する。挨拶をする。
 - ◆そのために行政は、歩道の改良を行う。公共交通機関等各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：消防・防犯・防災

| | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●みんなで守る安全安心な防犯防災のまち |
| 将来像の 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆消防団への理解を深め、住民に協力して欲しい ◆火災よりも、緊急搬送の出動が多い <ul style="list-style-type: none"> ➔緊急搬送体制の強化を ◆富里市の防犯体制を強化する |

方策の案

●防災体制を整え、スムーズな消防活動を実現する

- 南部地区に緊急搬送のシステムをつくる。
- 消防車、消防機材の整備。
 - ◆そのために市民は、消防団に積極的に参加する。協力する。違法駐車を止める。
 - ◆そのために行政は、消防署の防災体制を整える。

●救急車を増やし、スムーズな緊急搬送活動を実現する

- 救急車の所有台数を増やす。
 - ◆そのために市民は、救急車の乱用をしない。違法駐車を止める。
 - ◆そのために行政は、受診すべき医療機関のガイドラインをつくる。消防署、医療機関等各関係者の橋渡しをする。

●暮らす人々が地域ぐるみで防犯防災の活動に取り組む

- 各地区の防犯パトロール隊の連携を密にして、情報共有化を図り、防犯活動の強化に努める。
- 富里市独自の防犯パトロールを強化し、また回数などを増やす。
- 学区単位で、住民の防犯活動を行う。
 - ◆そのために市民は、防犯パトロールの協力要請をパスしない。挨拶など日常的なコミュニケーションを大切にする。
 - 通勤時も防犯パトロールをしている気持ちで街の様子に気を配る。
 - ◆そのために行政は、不審者情報をながす。消防署、警察等各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：医療・救急医療体制の確立

| | |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 安心して暮らせる医療環境の整ったまちづくり ● 健康でいきいきした毎日を応援する体にやさしいまちづくり |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者の増加と医療体制への不安 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 地域の医療機関が充実した長寿の富里づくり |

方策の案

- 災害や病気やケガなど、もしもの時にも安心して暮せる地域医療のネットワークをつくる
- 救急車が短時間に搬送できる体系の確立。
- 地区ごとの医療機関の充実、地区の病院と総合病院の連携体制強化を。
 - ◆ そのために市民は、地域の医療活動に協力をする。
 - ◆ そのために行政は、緊急搬送、医療機関等各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：廃棄物処理

| | |
|------------------------|---------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ● エネルギーの未来を語るリサイクル最先端を目指すまち |
| 将来像の 考え方 | ◆ ごみの減量化政策が無い ➡ 富里オリジナルな回収➡ リユース・リサイクルのしくみをつくる |

方策の案

● はじめる！ 廃棄物再利用

- きめ細かな家庭ごみ分別の取組みを積極的に推進する。
 - スーパーなど住民にわかりやすい場所にリサイクルボックスを設置する。
 - リサイクル活動に対する理解や意欲を高めるため、実施者には空き缶ポイントなどを還元する。
(まちのお店で使えたり、ささいなプレゼントがもらえると嬉しい)
 - ごみの減量化のため、市指定ごみ袋を若干値上げする。収益はごみ回収費、焼却施設管理費等として運用する。
 - ◆ そのために市民は、参加する。ボランティアとして運営を手伝う。盛り上げる。声かけをし、参加を促す。
 - ◆ そのために行政は、根木名ニュータウンにおけるリサイクル活動の内容、ゴミ減量化政策の実績、報告資料等を市民に公開する。将来的に根木名ニュータウンのリサイクルモデルが市全体で実施できるよう、前向きに取り組む。
- 南部地区で利用されている『すいかカード』を、リサイクル活動のポイントカードとしても活用する。
- リサイクル関連機関等各関係者の橋渡しをする。

まちづくり：上下水道

| | |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目標とする まちの姿 (将来像)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道の完備と自然災害に強いまちを目指す ● 縁の下の力持ち ～幸せな暮らしをともに支える上下水道をすべての家族に～ |
| <p>将来像の 考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 富里市は他の市町村に比べ上下水道の整備が遅れている ➡ 上下水道整備率 100%を目指す ◆ 雨天時は道路に水が溢れ出しており、歩行者や自転車、自動車事故の危険大(ラディソンホテル付近は冠水渋滞が起きる、雨天時に路肩が見えなくなる道路が市内全体に存在する) ◆ 合併処理浄化槽整備率 100%を目指す |

方策の案

◎ 上下水道と合併処理浄化槽を完備する

- 市は早急に上下水道の整備をするべきである。
- 市は合併処理浄化槽の整備を促進するべきである。
 - ◆ そのために市民は、市に協力する。
 - ◆ そのために行政は、早急に上下水道と合併処理浄化槽の整備を進めるよう、前向きに取り組む。

まちづくり：役所

| | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ● 自立したまちづくりを目指す |
| 将来像の 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 役所の意識改革、組織改革、議員の削減を ◆ 公共施設の採算性なし→財政の圧迫を避けるため、民間企業で運営可能な場合は市営の施設にしない ◆ 市政の情報公開を ◆ 市財政への関心を高める |

方策の案

● 市民の感覚や意見を行政に反映しやすくする

- 市の財務健全化を図るため、市民による財務監査を強化する。
- 市民からの陳情や要望を一括管理する『窓口』を設置する。
 - ◆ そのために市民は、富里市議会を傍聴する等、日頃から行政に興味を持ち厳しい目を持つよう努める。
 - ◆ そのために行政は、監査機関を強化し、団体のあり方や活動内容を市民に公開する。
現在の負担が将来的にいくらになる…など、市の広報紙で累積債務を市民に解りやすく報告する。
(『市債務残高』『一人当たりの将来負担額』『今年度債務返済額』等の説明において、役所用語を頻出しない)
『窓口』は市民の陳情や要望を各課に連絡する。各課の協力体制を強化し対応にあたる。

● 市の広報紙とホームページを改良し、スムーズな情報公開と情報入手の環境を整備する

- 広報紙・市のインターネットを情報公開にもっと活用する。
(断水時の工事進捗状況、農業活動、消防活動、保健福祉、リサイクルゴミの収集場所など)
- リサイクル、食農教育、防犯活動など、先進的に実施している学区の事例を公開し、市全体で統一して取り組む。
 - ◆ そのために市民は、様々な活動に参加することで、市の問題を共有し、意識を向上させる。
茶飲み会議のように、気の置けない人と話す感覚でまちづくりのアイデアを出し合える場をつくる。
 - ◆ そのために行政は、広報紙・市のインターネットを情報公開に活用するよう努める。
廃棄物再利用、教育、防犯など、市内で統一して実施できるよう努める。

●『役所の意識改革・組織改革・議員数の削減』により、『行政～市民』の親近性が高いまちをつくる

- 現在の市議会議員数20名は多いため、市内8学区から2名ずつ選出する割合で、計16名とする。
- 職員賞与を税込連動性とする。
- 税金滞納防止のための体制を強化する。
- 取り組むべき政策テーマ（商業活性・雇用創出・医療費抑制など）、数値目標、達成期間を設定し、部署ごとに結成した専門チームが対策に取り組む。
 - ◆そのために市民は、議会に声を上げる。市に協力する。
 - ◆そのために行政は、『徴収される税から収穫する税』への意識改革に取り組む。政策テーマと数値目標等を定め、活動や成果を市民に公開することにより、役所の組織改革に取り組む。

●まちづくり市民会議を様々な分野に広め、継続的に開催する

- JA懇談会を、市民と会員が自由に意見交換できる場にする。
- 『市民～行政』のタテつながりだけでなく、『市民～団体（商工会やJA など）』のヨコつながりを強化する。
- 地区や学区の間で交流を持ち、情報を交換し合う。
- まちづくり市民会議での提言が、今後どのような評価を受け、また履行されるか等を継続的に考察していく。
 - ◆そのために市民は、議論の場に参加し、自由な発想を交換しあう。
 - ◆そのために行政は、市民会議を定期的で開催する。農業、商業機関等各関係者の橋渡しをする。

くらしづくり：福祉(子育て支援)

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ● みんなで支援、子どもはまちの宝 |
| 将来像の 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもは地域みんなで育てる ◆ 共働き家族への支援の強化 ◆ 待機児童の減少のための保育の充実 ◆ 土・日曜日の小学校の有効活用による、子育て、交流の場の確保 ◆ 地域の方が、どのうちの子ともかわかるようなまちづくり |

方策の案

◎ 保育園のサービス充実、利便性の向上

- 市内保育園を増やして欲しい。
- 保育園の土、日曜日の延長保育、利便性向上のための駐車場確保。
 - ◆ そのために市民は、子育てが終わった人に協力依頼する。保護者がお互いに預けあう仕組みづくり。
 - ◆ そのために行政は、指導する人の育成。PR（ケータイ電話での情報配信等）して投げかける。有償で協力者を募る。保育士等の人材プールをつくる。

◎ 学校を活用した子育て、交流の場の確保

- 土、日曜日の小学校で空き部屋を利用して、高齢者、児童間の交流の場所にする。
- 子育て支援、小学校の空き部屋を利用する。
- スポーツ少年団への支援。
 - ◆ そのために市民は、積極的な情報収集、協力して参加する。
 - ◆ そのために行政は、情報提示、場所の確保、指導者の募集、指導者の育成に努める。

くらしづくり：福祉(地域福祉)

| | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●手をつなごう！ 地域の和 |
| 将来像の 考え方 | ◆今後増加する高齢者の知恵や経験を活かし、ともに支えあう地域福祉体制をつくる ◆子どもから高齢者までが地域で気軽に交流できる場、機会を確保する ◆子ども会の活性化 |

方策の案

●ともに支えあう地域福祉体制づくり

- 住民福祉に大きく関連する仕事は、仕事の内容を公開し、有償、公募ボランティアの援助体制にする。
- 福祉センターや小学校等にボランティア活動の拠点を確保する。
- 高齢者のための学習センターの開設（IT学習、職業支援、児童学習の補助活動、生涯学習）
- 高、大学生や高齢者からボランティアを募る。
- 高齢者の方の病院への送迎の強化。
 - ◆そのために市民は、ボランティアに積極的に参加する。
 - ◆そのために行政は、ボランティアへの見返り、点数制度。ボランティアをした分をポイント化し、ボランティアしてもらえる制度。ボランティア保険の加入促進。

●交流の場、機会の確保

- 雑談のできるサロンのような場所の確保。
- 小学校で空き部屋を利用して、地域住民の交流の場所にする。
- 市民の交流の場である福祉センター、コミュニティセンター等の駐車場の拡充。

●コミュニティの再構築

- 自治会や子ども会の加入促進。
 - ◆そのために市民は、積極的に自治会に参画する。自治会と子ども会、老人会、各種団体（スポーツ団体）等、皆で横の繋がりを持つ。
 - ◆そのために行政は、広報等でPRする。自治会、子ども会の加入を促進する。情報を共有化する。自治会のあり方を再検討する。

くらしづくり：健康・医療（市民の健康づくり）

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●スポーツを盛んにし、健康を推進！ 明るく、元気なまち |
| 将来像の 考え方 | ◆市民の健康を維持し、医療支出を軽減する ◆どういう病気が多いか、疾病情報の提供、活用していく ◆総合運動公園の整備（15町歩の土地の活用） |

方策の案

●市民の健康の推進

- スポーツジムの様な場所を作って欲しい。
- 社会体育館の運動器具の充実。
- ウォーキングコースの設置。コースのPR。
- 総合運動公園の施設整備（野球場、キャンプ場、テニスコート、花畑等）
 - ◆そのために市民は、積極的にスポーツを楽しむ。イベントづくり（盆踊り等）に参加する。
 - ◆そのために行政は、気軽に参加できるイベント・祭りの企画。各地区の活動の橋渡し。場所の確保、運動器具の充実等。

●健康に関する団体活動の連携

- 地区保健推進員、医療機関、行政で健康推進会議（仮称）設置し、健康に関する団体活動の連携、情報共有化。

●健康づくり活動の推進、サークル活動等の情報強化

- 広報でクラブ活動等の活動情報の提供の強化。
- 広報だけではなくて、小中学校でのチラシ、配布。HP活用なども。チラシを配ることによって、近所の人と交流が生まれる。
- 地域住民の健康増進のための講習会等の推進。

くらしづくり：健康・医療（いざという時に）

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●いざというときに安心できるまち |
| 将来像の 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◆夜間の緊急病患者の対応 ◆一人暮らし高齢者への対応の充実 ◆緊急時の情報提供の充実。緊急情報を24時間音声ガイダンスの導入 |

方策の案

●いざというときの方策

- 夜間、緊急病患者に対し、救急車以外の手配場所を市内に、又は病院の当番制、救急車の敏速な医療機関への対応の体制づくり。
- 緊急時の連絡先の市民への周知。広報やHPでもPRしていることを周知する。
- 夜間診療の受付病院を増やす。
 - ◆そのために市民は、緊急時対応の電話番号の案内シールをわかりやすいところに貼って、理解しておく。
 - ◆そのために行政は、緊急時対応の電話番号の案内シールを作成し、配布する。
- 一人暮らし高齢者、障害者支援マップを作成し、安否確認できる体制を整える。
- 乳幼児の救急病院がなく、富里市に確保して欲しい。
- 緊急時の情報提供。緊急情報を24時間音声ガイダンスで案内する。

くらしづくり：教育文化(市民が教えあう教育)

| | |
|------------------------|----------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●教えあい、みんなで学ぼう！ |
| 将来像の 考え方 | ◆ひとづくりを大切にしたい。 ◆心の豊かさづくり。 ◆市の宝(財産)の再確認と活用の提案 |

方策の案

●住民全員での教えあい

- 大学生、高校生を中心としたボランティアを活用し、小中学生の学力向上を図る。
- 英語教育、法律、保育や地域イベントへの高校生、大学生ボランティアの参加を促進する。
- 大学生、高校生、高齢者などの住民全員の力を活用する。
 - ◆そのために市民は、積極的に参加協力する。
 - ◆そのために行政は、教えあいの場所の確保、情報提供、経済的支援。学力向上のための課外授業(夜スペ等)の実施、ボランティアの募集、人材の確保。

●高齢者の活用

- 高齢者が、小中学生の学習の手伝いをする。
- 休耕地を有効に活用し、家庭菜園の奨励や交流を促す。
- 高齢者のボランティアを募り、休耕地の活用し、お花畑などをつくり観光(花摘み、景観)に力を入れてはどうか。

くらしづくり：教育文化(多様な学習・交流の場確保)

| | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●もとう…心の豊かさを。 |
| 将来像の 考え方 | ◆住民全体(子ども会、PTA、自治会、高齢者(老人会)等)で子どもを育てる ◆全員参加のまちづくり ◆子どもが元気に挨拶できるまちづくり |

方策の案

●多様な学習・交流の場の確保

- 土曜日の小学校を交流の場として利用。
- お年寄りと児童の交流の場。
- 開かれた学校、安全面を検討し、市民が活用できる学校施設。
- こどもの遊び場所、小、中学校のプールの開放。
- 中央公園の水生植物園脇の水辺を綺麗にし、幼児、子供に開放。
- 近隣市町村とともに大学の誘致を推進する。
 - ◆そのために市民は、文化活動に積極的に参加。地域の人達がともに声をかけあう。
 - ◆そのために行政は、場所の提供。文化活動のPRに力をいれる。

●生涯学習センター

- 学習機会の提供(IT、職業、子どもの学習支援の勉強)。
- サロンのような場所の確保。
- グループ、サークルの指導員の育成、活動の場の確保。
- サークル活動のPR。
- 積極的な学習活動の糸口となる場所の確保。

くらしづくり：環境（リサイクルの推進）

| | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●自分が主役でやろう！ 環境美化！！ |
| 将来像の 考え方 | ◆環境のために、自分たちでなにができるのか ◆エコ教育の推進 ◆捨てるごみ、まだ使えるものはないですか ◆市民のマナー、モラルの向上 |

方策の案

●リサイクルの推進

- 空き施設を利用し、市民の知恵やノウハウで、まだ使えるものを使えるように(家具、机など)する。
- 小、中学校のリサイクル活動を活発にし、資金を確保し、学用品や子ども会・自治会の活動費用に活用したい。
- リサイクル活動に補助金。
 - ◆そのために市民は、フリーマーケットへの出店、活用。
 - ◆そのために行政は、技術がある人の協力を得る。場所の提供。道具の貸与。リサイクル活動に補助金。

●エコ教育の推進

- 環境に関する教育(エコ教育)を学校教育、生涯学習等で推進する。
- ペットボトル集め、お金になって、本が買えるといった還元の仕組みを、実感を与えられるエコ教育の推進。
 - ◆そのために市民は、日ごろから関心を持って協力する。(資源回収、ペットボトル集め等)。
 - ◆そのために行政は、エコ教育のP R。教育内容の充実。

●景観形成や地域環境の維持管理

- 谷津をきれいにして、源氏ボタルを増やし、ホタルの里をつくり、人を集めたい。
- スイカロードレースの沿道にアジサイを植える。

●マナー・モラルの向上

- たばこの吸い殻の投げ捨て、不法投棄、ペットの糞等の散乱。
 - ◆そのために市民は、自分のため、他人のため、未来のために環境を汚染しない。ゴミ出しのルールを守る(自己責任の欠如)。
 - ◆そのために行政は、マナー、モラルアップのPRに努める。

くらしづくり：市民への情報提供

| | |
|------------------------|---------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●積極的な情報共有で住みやすいまち |
| 将来像の 考え方 | ◆誰もがわかる情報公開 ◆市民一人ひとりの責任の再確認 ◆積極的な情報収集 |

方策の案

●市民の情報の共有化

- 一人ぐらし高齢者、障害者マップ。
- 地デジ購入補助をし、情報媒体が無くなることを防ぐ。
- 権利擁護の制度を理解してもらい、活用して欲しい。
- 自治会などに入っていない人が多く、回覧板で伝達できないので、全世帯が自治会に参画するよう促す。

●市からの情報提供

- 防災行政無線が聞えない。その充実とともに、補完する情報提供手段(電話)等の確保が必要。
- 防災メールの充実。
- 福祉、健康等の行政が提供するサービスのガイドブックや情報コーナーの拡充が必要。
- 広報紙の内容充実。各自治会の活動内容の情報提供、PR。
- 市から市民への情報提供方法の周知。
- 防災無線を補完する電話の音声ガイダンスによる情報提供。

●情報共有化をととしたコミュニケーションの拡充

- 小中学生による、お年寄りの方の家(一人暮らし中心)への、学校の行事などのチラシ配り。

くらしづくり：防災・防犯・福祉のまちづくり

| | |
|------------------------|-------------------------------------------------------|
| 目標とする まちの姿 (将来像) | ●安全安心なまちをめざして |
| 将来像の 考え方 | ◆地域は自分たちで守りたい ◆お互い声のかけあえる、安心できるまち ◆挨拶は、情報共有の第一歩 |

方策の案

●防犯のまちづくり

- 防犯パトロールの強化及び支援、市内の各団体の連携。
- 迷惑行為の通報体制の充実。(見て見ぬふりをしない。迷惑行為を仲裁するための連絡できる場所が欲しい。)

●安全な福祉のまちづくり

- 子どもや障害者の人達が通りやすい、人に優しい歩道、バリアフリー化の推進。
- 駅までの通勤手段である自転車の通りやすい、自転車道路の設置。

●災害時対策の指導強化

- 自治会活動の一環として、家具の固定の推進などをPRする。
- 避難場所の再確認、PR、備蓄等の充実、使い方の周知。
- 災害への備えや備蓄情報の情報提供。
- 警察署と消防署による災害、犯罪情報の提供、対策の講習会の定期的な実施。
- 市民は、自主的に災害の準備(備蓄等)をする。

3. 委員名簿

(敬称略)

| No. | 氏名 | 備考 |
|--------|-----------|-------------|
| 1 | 荒井 一明 | 公募 |
| 2 | 荒野 峰之 | 公募 |
| 3 | 石毛 順子 | 公募 |
| 4 | 石橋 早奈恵 | 公募 |
| 5 | 大木 沙織 | 公募 |
| 6 | 大木 寿美子 | 公募 |
| 7 | 座長 大久保 敏久 | 公募 |
| 8 | 清田 美弥子 | 公募 |
| 9 | 黒川 祐二 | 公募 |
| 10 | 佐々木 百合子 | 公募 |
| 11 | 塩野谷 雅司 | 公募 |
| 12 | 丹 さく子 | 公募 |
| 13 | 椿 光江 | 公募 |
| 14 | 中島 健二 | 公募 |
| 15 | 副座長 旗手 春次 | 公募 |
| 16 | 細川 由美 | 公募 |
| 17 | 松本 範行 | 公募 |
| 18 | 安池 房江 | 公募 |
| 19 | 渡邊 和典 | 公募 |
| アドバイザー | 関谷 昇 | 千葉大学法経学部准教授 |

4. まちづくり市民会議設置要領

（設置）

第1条 富里市の新たな基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民からのまちづくりに係る提言を受けけることにより、市民と協働による計画づくりを推進するために、富里市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、富里市のまちづくりについて、市民の立場から意見交換、討議を行い、その結果を提言書としてまとめ、市長に提出する。

（組織）

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、広報等により公募した者と市長が推薦した者とする。

3 委員は、富里市のまちづくりに関心のある18歳以上の富里市民又は富里市に通勤する者で、継続して参加できる者とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

（座長及び副座長）

第5条 市民会議に座長及び副座長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長は、市民会議を招集し、議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 市民会議は、自主運営を基本とする。

2 市は、事務局として協力するほか、資料、情報等の提供を行い、必要に応じて担当職員、外部アドバイザーを派遣する。

（事務局）

第7条 市民会議の事務局を総務部企画課に置く。

（その他）

第8条 市民会議の会議状況及び提言内容は、広く市民に周知する。

2 この要領に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月20日から施行する。

用語解説

| | 用語 | 用語説明 |
|--------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ | アダプトプログラム | 道路などの公共の場所を養子にみため、住民が里親になって養子の美化(清掃)などを行う。 |
| | 移送サービス | 在宅の要介護・要支援状態にある高齢者及び重度心身障害者の外出を支援する事業。 |
| | 一般廃棄物最終処分場 | 焼却などによる一般廃棄物を埋立処分する施設。 |
| | 一般廃棄物処理基本計画 | 長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画。 |
| | 医療扶助 | 困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して医療の給付を行う。 |
| | 印旛衛生施設管理組合 | 佐倉市、四街道市、八街市、富里市及び酒々井町の各市町内のし尿等を共同で処理する組合。 |
| | 印旛郡市広域市町村圏事務組合 | 印旛郡市で事務を共同処理することを目的とした組合。 |
| | 印旛広域水道用水供給事業 | 利根川などから取水した原水を水道水にして、水道事業を行っている成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、長門川水道企業団(印西市の一部及び栄町で構成)へ供給する事業。 |
| | A L T | 日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。 |
| | 江川一号雨水幹線 | 江川第一排水区における七栄字西二本榎付近の市道から国道409号線を横断し、ふるさと自然公園を結ぶ雨水幹線。 |
| 温室効果ガス | 大気中に存在し、太陽からの熱を封じ込め、地表を暖める働きをする気体(二酸化窒素、メタン、一酸化窒素など)の総称。 | |
| か | 街区公園 | 最も身近に利用できる公園で、誘致距離250mを標準としている。 |
| | 介護予防 | いつまでも自分らしく自立した生活を送るため、日常生活に必要な心身機能の維持・向上を目的としている。対象者の状態によって、要介護状態になることの予防(一次予防)、心身機能低下の早期発見・早期対応(二次予防)、要介護状態の改善やその重篤化の予防(三次予防)の三段階がある。 |
| | (仮称)酒々井インターチェンジ | 酒々井町に建設中の東関東自動車道のインターチェンジ。 |
| | 河川BOD濃度 | 生物化学的酸素要求量の略称であり、河川、湖沼などの水域における水中の有機物などの汚濁物質を分解するために、微生物が使う酸素の量を示している。BODの値が大きいかほど有機物による水質汚濁が著しいことを示している。 |
| | 学校適応専門指導員 | 不登校児童・生徒の支援のため、平成7年度からふれあい教室(適応指導教室)を設置し指導員を配置している。 |
| | 合併処理浄化槽 | し尿と生活雑排水(台所や風呂などの排水)をあわせて処理する浄化槽。 |
| | 家庭雑排水処理施設 | 道路側溝などに排水された生活雑排水(台所や風呂などの排水)が河川に到達する前に浄化する施設。 |
| | 観光プロモーション | 観光地としての宣伝活動のこと。 |
| | 企業誘致制度 | 富里市内の工業団地に企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業振興と雇用機会の拡大を図るもの。 |
| | 企業等立地サポート制度 | 市が民間土地所有者の土地活用を支援し、企業等の立地を促進するために平成18年9月1日からスタートした制度。 |
| | キャリア教育 | 児童・生徒一人ひとりの勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力を育てる教育のこと。 |
| | 救急救命士 | 病院又は診療所へ搬送されるまでの間に、傷病者に対し救急車等にて、医師の指示の下に救急救命処置を行える救急隊員のこと。 |
| | 行政改革大綱 | 行政改革推進の基本方針や改革推進項目など、行政改革の指針となるもの。 |
| | 行政評価 | 行政の活動を何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させること。 |
| 共同利用施設 | 航空機騒音による障害の緩和に資するため、地域住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設。 | |

| | 用語 | 用語説明 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か | 近隣公園 | 街区公園と同様、主として近隣に居住する人が利用する公園であるが、街区公園より規模が大きく、誘致距離 500m を標準としている。 |
| | ケアマネジメント | 地域に住む高齢者が、それぞれの心身の状態に応じて、地域のさまざまな社会資源を適切に活用できるように総合的に調整することをいう。 |
| | 権利擁護 | 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者が尊厳ある生活を送ることができるように、生きる権利を守ること。 |
| | 広域行政 | 共通の行政課題を処理するために、広域の行政単位を設けて行政を行うこと。 |
| | 合計特殊出生率 | 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を表す。 |
| | 公園管理協定 | 地域の公園等を、市の管理に加えて、地元自治会等と管理協定を締結し、公園等の清掃、樹木の軽易な剪定、除草、遊具等の点検を行うこと。 |
| | 耕作放棄地 | 1 年以上耕作されず、さらに今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のこと。 |
| | 小型合併処理浄化槽 | し尿と生活雑排水（台所や風呂などの排水）をあわせて処理する小型戸別の浄化槽。 |
| | 国道 464 号北千葉道路 | 市川市から千葉ニュータウンを経て成田市を結ぶ延長 45km の道路。 |
| | 国保特定保健指導 | 国保特定健康診査の結果により、個人の健康状態にあった生活習慣改善のサポートを行うもの。 |
| | 国保特定健康診査 | 国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳の人を対象に実施する、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。 |
| 個別指導補助員 | 市内小・中学校の特別支援学級又は通常の学級に在籍する特別の支援を必要とする児童・生徒への学習上又は生活上の個別支援をするための指導補助員。 | |
| コミュニティリーダー | 地域での担い手のこと。 | |
| さ | 財政調整基金 | 財政の健全な運営を図るため、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源等に充てるための基金。地方財政法で設置が義務づけられている。 |
| | 在宅介護支援センター | 地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。 |
| | 事業認可区域 | 下水道事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けた区域。 |
| | 資源回収 | 使用した紙類・布類・アルミ缶・ガラスびんを資源として回収すること。 |
| | シティーセールス活動 | 市の有する魅力や個性を国内外に売り込むこと。 |
| | 指定管理者制度 | 公共施設の管理・運営を民間企業や団体などに委託することで、市民サービスの向上やコスト削減を図る仕組みのこと。 |
| | 事務事業 | 市が行う行政活動を目的（誰・何を対象として、どういう意図で行っているのか）ごとに区分したもの。 |
| | 集中合併処理浄化槽 | し尿と生活雑排水（台所や風呂などの排水）をあわせて共同で処理する団地の浄化槽。 |
| | 集落営農 | 集落等を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。 |
| | 首都圏中央連絡自動車道 | 都心から半径約 40km ～ 60km の地域を連絡する全長約 300km、県内区間延長約 95km の環状道路。 |
| | 循環型社会 | 自然の物質循環を損なわないよう、生産、消費、廃棄等社会経済化活動の全般を通じて、資源やエネルギーの一層の効率化を進めたり不要物の発生を抑制したりするなど、大気、水、土壌等環境への負荷を極力軽減しようとする仕組みをもつ社会のことをいう。 |
| | 小児初期急病診療所 | 時間外における小児救急医療を行う診療所。 |
| | 消費生活基本計画 | 消費者被害の未然予防のためのきめ細かな情報提供や悪質事業者に対する指導強化などを盛り込んだ、消費生活にかかわる基本計画。 |
| | 新焼却施設 | 成田市と共同整備する新たな一般廃棄物焼却処理施設。 |

| | 用語 | 用語説明 |
|--------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ | 成果指標 | 各施策の達成度を計るため、具体的な数字で確認することができる数値目標のことを指す。 |
| | 生活機能評価 | 65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている方を除く）を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診。 |
| | 生産年齢人口 | 年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層を示す。 |
| | 製造品出荷額 | 事業所の所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を当該事業所から出荷した場合の工場出荷価額。 |
| | セーフティネット | 網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種。 |
| | 総合公園 | 主として1つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。 |
| | 総合型地域スポーツクラブ | 身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。 |
| た | 待機児童 | 保育所に入所を申し込みした人で、入所要件に該当しているが、入所していない児童をいう。 |
| | 耐震性貯水槽 | 耐震性を有し、災害時の消火用水を貯める大きなタンク。 |
| | 多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 |
| | 男女共同参画社会 | 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう。 |
| | 地域ケア | 住み慣れた自宅や地域において安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスなどを有機的に結びつけ、切れ目無く提供するトータルケアサービスのこと。 |
| | 地域包括支援センター | 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域にある介護・福祉・医療などの機関と連携し、社会資源を活用していくための拠点。 |
| | 地下還元機能 | 雨水を地下に浸透させること。 |
| | 地区社会福祉協議会 | 住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための住民組織。（自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者などによって構成されている。） |
| | 地区保健推進員 | 富里市在住の女性で養成講座を修了し、市長の委嘱を受けた人。住民の健康増進を図るために、母子から成人・老人までの健康づくり事業や食生活改善事業のほか、運動の普及・推進を行う。 |
| | 地方債 | 地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務。 |
| | 地方分権 | 国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務権限や財源を地方に移したりすること。 |
| | 地方分権改革推進法 | 地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備するために定められた時限立法。 |
| | 特定目的基金 | 各種事業などの特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金。 |
| | 特別支援教育 | 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。 |
| | 都市基盤 | 道路や上下水道をはじめ、都市における生活の基盤となるさまざまな公的施設の総称をいう。 |
| 都市計画道路 | 都市の基盤的施設として、都市計画法に基づいて「都市計画決定」された道路をいう。 | |

| | 用語 | 用語説明 |
|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| た | 都市公園 | 都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。 |
| | 都市マスタープラン | 都市計画法によって、市町村自らが定めることとされている「都市計画に関する基本的な方針」をいう。 |
| | 図書館サービスポイント | 本館以外に簡易な図書館サービスを受けることができる施設のこと。 |
| | 富里市教育施設耐震化整備等事業計画 | 平成 20 年度から平成 24 年度を計画期間とする公立学校施設の耐震化推進計画。 |
| | 富里市次世代育成支援行動計画 | 安心して子どもを産み育てることができるように、また次代を担う子ども達が健やかに育つように、国の示す指針に沿いながら子育て環境をより総合的な視野から集中的に整備するための方向性や目標を示した市の計画。 |
| | 富里市地域防災計画 | 災害対策基本法に基づき、富里市の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画。 |
| | 富里市まちづくり市民会議 | 基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民からのまちづくりにかかわる提言を受けることを目的として、市民と協働による計画づくりを推進するために設置された会議。 |
| | 富里ブランド | 富里市発の商品・サービスのブランド化と市のイメージのブランド化を結び付け、持続的な地域経済を図ること。 |
| | とみの国検定 | 市独自に漢字検定・計算検定問題を作成し児童・生徒を対象に検定を実施すること。 |
| な | 成田財特路線 | (仮称) 酒々井インターチェンジと国道 409 号を結ぶ新設道路。 |
| | 成田市急病診療所 | 夜間や休日に「かかりつけ医」が不在の場合に、急病患者の初期治療と応急処置を行う診療所。 |
| | 認定農業者 | 農業経営の規模拡大、経営の合理化などを目指し、農業者が作成する農業経営改善計画に対し、市から認定を受けた農業者のこと。 |
| | 根木名川九号雨水幹線 | 根木名川第七排水における日吉倉地区から区画整理事業地を結ぶ雨水幹線。 |
| | 農業産出額 | 農業により生産された農産物や加工農産物を金額として表したものの。(品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの) |
| | 農業振興地域整備計画 | 優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農地利用を定める計画。 |
| | 農用地利用集積事業 | 農地の団地化を行い農作業の効率化を図る目的で、農地経営基盤強化法に基づいて農地の貸し借りを行える制度として、農用地貸借等の利用権設定を行うこと。 |
| | 農業用廃プラスチック | 農業生産手段として利用された農業用プラスチックフィルム等を一般的に農業用廃プラスチックという。 |
| | ノーマライゼーション | 障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが普通に暮らしていけるように環境や条件を改善していこうという考え方。 |
| | パーミル | 人口千人に占める人口割合。 |
| は | 廃棄物処理施設 | 廃棄物処理施設は中間処理施設と最終処分場に分けられる。中間処理施設は焼却などを行う施設で、最終処分場は廃棄物を最終的に埋立処分する施設。 |
| | 畑地帯総合整備事業 | 用水の安定供給と排水改良を県営事業において施行する事業。 |
| | パブリックコメント | 市の施策や基本的な計画などを策定する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表して、いただいた意見を考慮し決定する一連の手続き。 |
| | バリアフリー化 | 高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報にかかわる障壁(バリア)を取り除いていくこと。(公共の建物や道路、個人の住宅その他における段差の解消、車椅子での通行可能となるような出入口、廊下、歩道における幅員の確保など) |
| | フィルムコミッション | 映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関。 |
| | 福祉カー | 心身障害者(児)及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために設置したリフト付ワゴン車。 |
| | ふるさと学習 | 子どもたちがふるさとである富里を理解し、地域の一員としての在り方を考えるような学習。 |
| | ふるさと応援寄附金 | 富里市のまちづくりを応援する個人及び団体からの寄附金。寄附者が思う用途について寄附金を活用し、富里のふるさとづくりを推進する。 |

| | 用語 | 用語説明 |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は | 放課後児童クラブ | 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に学童クラブなどを利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。 |
| | 防災行政無線 | 災害発生時に、市民に正確な情報を迅速に提供できるよう設置された放送設備。 |
| | 北総中央用水事業 | 千葉市、八街市、富里市、佐倉市、成田市、山武市、東金市の 7 市への農業用水の供給を図る事業。 |
| ま | マスメディア | マスコミュニケーションの媒体。新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどをいう。 |
| や | 八富成田斎場 | 成田市・八街市・富里市で管理運営している斎場。 |
| | 有形・無形文化財 | 有形文化財は、建造物・絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いもの、および考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料。無形文化財は、演劇・音楽・工芸技術その他の日本の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いものをいう。 |
| | 有収率 | 水道事業の効率性を計る指標。供給した配水量に対する料金として収入のあった水量の比率。 |
| | 要保護児童 | 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。 |
| ら | ライフライン | 電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備をいう。 |
| | リハビリテーション | 基本的人権を尊重し、障がいのある人が教育、労働、経済などあらゆる社会面において、障がいのない人と同等の権利の回復をめざすという考え方。 |

